

第Ⅳ章 特別補助調査票等の再確認にあたって

1. 平成23年度 特別補助調査票一覧

《第1回調査分》 7月29日電子窓口掲載 【締切9月30日】

Ⅴ 未来経営戦略推進経費		
1	未来経営戦略推進経費	様式17
2	未来経営戦略推進経費（経営改善計画に向けた取組）	様式18
3	経営基盤強化に貢献する先進的な取組	様式19

《第2回調査分》 8月19日電子窓口掲載 【締切10月17日】

Ⅰ 成長分野で雇用に結びつく人材の育成		
1	成長分野で雇用に結びつく人材の育成	様式2
Ⅱ 社会人の組織的な受入れへの支援		
1	正規学生としての受入れへの支援	様式3
2	多様な形態による受入れに対する支援	様式4
3	社会人の受入れ環境整備への支援	様式5
Ⅳ 大学院等の機能の高度化への支援		
1	大学院における研究の充実	様式7
2	研究施設運営支援	様式8
3	大型設備等運営支援	様式9
4	学内施設・設備の共同利用	様式10
5	戦略的研究基盤形成支援	様式11
6	産学連携の推進	様式12
7	大学間連携等による共同研究	様式13
8	専門職大学院等	様式14
10	短大・高専における教育研究の充実	様式16
Ⅵ 授業料減免及び学生の経済的支援体制の充実		
1	授業料減免及び学生の経済的支援体制の充実	様式20

《第3回調査分》 10月5日電子窓口掲載 【締切11月7日】

平成23年度私立大学等経常費補助金特別補助 交付要件確認調査票		様式1
Ⅲ 大学等の国際交流の基盤整備への支援		
1	大学等の国際交流の基盤整備への支援	} 様式6-① 様式6-② 様式6-③
	(1) 海外からの学生の受入れ	
	(2) 海外からの教員の招へい	
	(3) 学生の海外派遣	
	(4) 教員の海外派遣	
	(5) 大学等のグローバル化に向けた取組	
Ⅳ 大学院等の機能の高度化への支援		
8	専門職大学院等（調査項目追加による再調査）	様式14
9	法科大学院	様式15
Ⅶ 東日本大震災に係る支援		
2	学費減免に対する経常費助成	様式22

《第4回調査分》 10月14日電子窓口掲載 【締切11月14日】

Ⅲ 大学等の国際交流の基盤整備への支援		
1	大学等の国際交流の基盤整備への支援	} 様式6-④
	(6) 大学等のグローバル化に向けた取組（留学生に対する授業料減免）	

《第5回調査分》 11月18日電子窓口掲載 【締切12月12日】

Ⅶ 東日本大震災に係る支援		
1	教育研究活動復旧費	様式21

《第6回調査分》 12月7日電子窓口掲載 【締切12月21日】

Ⅶ 東日本大震災に係る支援		
3	被災私立大学等復興特別補助	様式23

補 助 項 目	配分基準別記7	算 定 要 素	補 助 金 の 算 定 方 法	備 考
I 成長分野で雇用に結びつく人材の育成				
1 成長分野で雇用に結びつく人材の育成				
(1) 成長分野で雇用に結びつく人材の育成	p.1	収容定員・在籍学生数 (当該年度5.1現在)	収容定員又は在籍学生数×単価	○「新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)」を踏まえ、成長分野における雇用に結びつく人材育成を行っている大学等が対象 ○次の①または②のいずれかに該当している学部等を設置している大学等が対象 ①地域の産業界、職能団体等、雇用ニーズを有する者から人材活用・実習施設の提供等の協力を得られる旨の意思表示を組織的に受け入れており、かつ、大学等が養成した人材の雇用を促進するための取組(実習等)を実施 ②次のアおよびイの両方に該当するインターンシップ(臨地実習を含む)を実施(予定を含む) ア. 正規の教育課程の授業科目として実施し単位認定されるもので、授業の一環として学生を企業等へ派遣し、就業体験のため現場実習を行わせるもの イ. インターンシップ先から学校法人に対してインターンシップに関連した金銭の支払いがないもの ○資格取得を目的とするインターンシップ(臨地実習を含む)の場合は、当該学部等の主たる目的に基づく現場実習を行う授業科目が対象 ○通信教育課程は対象外
(2) 医学部入学定員の増員	p.1	入学定員増数 (当該年度)	入学定員増数により増額 (配分基準別記7「表1」参照)	○当該年度に医学部医学科の入学定員増を実施している大学が対象
(3) 災害復旧支援に関する取組み	p.1	取組 (当該年度10.31現在)	取組により増額 (配分基準別記7「表3～8」参照)	○東日本大震災に係る災害復旧の支援活動を実施し、被災地の復興と成長・発展に貢献する大学等が対象 ○教育研究活動復旧費の対象となる大学等は、教育研究活動復旧費で補助金計算を行う ○当該年度に取組を実施することが確実であること ○「DMAT(災害派遣医療チーム)」など他省庁等の補助金の対象となる支援活動は対象外
II 社会人の組織的な受入れへの支援				
共通要件	p.3			○次の①および②の両方に該当する大学等であること。 ①社会人学生(当該年度4月1日現在で満25歳以上の者(昭和61年4月1日以前に生まれた者))が、当該大学等に正規学生・科目等履修生、専攻科・別科生、履修証明書交付(予定)者として、大学は10人以上、短期大学および高等専門学校は5人以上在籍している。 なお、在籍者数は、各項目の基準日時点の人数を合計した数とする。 ②次のア～オに掲げる取組みを当該年度9月30日現在で2件以上実施している。 ア. 社会人に対する特別な入学選抜制度の実施 イ. 社会人向け履修コース等の設定 ウ. 社会人に関する学修ニーズを学外から聴取する仕組みの構築 エ. 施設・設備等の柔軟な利用制度の実施 オ. 教育訓練講座の開設
1 正規学生としての受入れへの支援	p.3	社会人学生数 (当該年度5.1現在)	社会人学生数×単価 ※1校当たり5千万円を上限に増額	○「社会人の組織的な受入れへの支援」の共通要件に該当すること ○満25歳以上の者(昭和61年4月1日以前に生まれた者)を正規課程に受け入れている大学等が対象 ○外国人留学生は対象外
2 多様な形態による受入れに対する支援				
(1) 科目等履修生	p.3	科目等履修生のうち社会人学生数 (当該年度4.1～3.31)	科目等履修生のうち社会人学生数×単価 ※1校当たり2千万円を上限に増額	○「社会人の組織的な受入れへの支援」の共通要件に該当すること ○満25歳以上の者(昭和61年4月1日以前に生まれた者)を科目等履修生として受け入れている大学等が対象 ○当該年度9月30日現在で科目等履修生制度(大学設置基準第31条、大学院設置基準第15条、短期大学設置基準第17条)に基づき受け入れている(受け入れることが確実な場合を含む)こと ○外国人留学生は対象外 ○単位取得を希望する者を対象(単位取得の有無は問わない)とし科目等履修生であっても聴講のみの者は含めないこと ○通信教育の学生は対象
(2) 専攻科、別科	p.3	専攻科、別科のうち社会人学生数 (当該年度5.1現在)	専攻科、別科のうち社会人学生数×単価	○「社会人の組織的な受入れへの支援」の共通要件に該当すること ○満25歳以上の者(昭和61年4月1日以前に生まれた者)を専攻科、または別科に受け入れている大学等が対象 ○当該年度5月1日現在で専攻科(大学評価・学位授与機構の認定を受けていない専攻科を含む)または別科を設置していること ○当該年度に学生の募集を行っていない専攻科、別科は対象外 ○外国人留学生を対象とした「留学生別科」は対象外

補 助 項 目			配分 基準 別記 7	算 定 要 素	補 助 金 の 算 定 方 法	備 考
	(3)履修証明プログラム		p.3	履修証明書交付人数 (当該年度4.1～3.31)	履修証明書交付人数×単価	○「社会人の組織的な受入れへの支援」の共通要件に該当すること ○当該年度9月30日現在で学校教育法105条及び学校教育法施行規則第164条の定めによる履修プログラムを開講し、受講者に対して修了時に履修証明書を交付(交付することが確実な場合を含む)していること ○履修証明プログラムについては、一定以上の授業時間数が必要 ○社会人学生数については、満25歳以上の者(昭和61年4月1日以前に生まれた者)が対象
	3 社会人の受入れ環境への支援		p.4	取組数 (当該年度9.30現在)	取組数×単価 (取組内容:配分基準別記7「表9」参照)	○「社会人の組織的な受入れへの支援」の共通要件に該当すること ○「社会人に対する特別な入学選抜制度の実施」は、社会人であることが出願資格となった制度であること ○「社会人向け履修コース等の設定」は、夜間部・第三部・通信課程の設置、昼夜開講制、長期履修制度の導入等、組織の枠組や制度化された履修形態であること ○「社会人に関する学修ニーズを学外から聴取する仕組みの構築」は、協議会等の「組織」を置く等、「枠組」であること ○「施設・設備等の柔軟な利用制度の実施」は、「広く一般の利用」が確認できること、学内の社会人学生に限定した取組みは対象外 ○教育研究を目的とした施設が対象(学食の利用は対象外) ○「教育訓練講座の開講」は、雇用保険法第60条の2に基づく講座であること
Ⅲ 大学等の国際交流の基盤整備への支援						
	1 大学等の国際交流の基盤整備への支援					
	(1)海外からの学生の受入れ		p.5	受入学生数 (当該年度5.1現在<外国人留学生> 当該年度4.1～3.31<招致学生>)	受入れ学生数×単価 受入れ学生数は1,000人を上限とする	○次の①および②に該当する大学等であること。 ①当該年度9月30日現在において、次のア～オに掲げる取組のいずれかを組織的に実施している大学等 ア. 留学生の受入体制の整備 イ. 留学生の修学支援 ウ. 留学生の就職支援 エ. 留学生向けの入学制度の整備 オ. 教育課程の編成 ②当該年度5月1日現在において外国人留学生を受入れている大学等、もしくは当該年度9月30日現在において招致学生を受入れている、または受入れることが確実な大学等。 《外国人留学生》 ○当該年度5月1日現在で、「留学」の在留資格を得ている者。ただし、休学中の者の休学期間が、継続して1年以上となることが明らかな者、履修登録していない者の未登録期間が、継続して1年以上となることが明らかな者は対象外 《招致学生》 ○当該年度9月30日現在において、協定に基づき協定校から受入れている、または受入れることが確実な者
	(2)海外からの教員の招へい		p.5	招へい教員等数 (当該年度4.1～3.31)	招へい教員等数×単価	○次の①および②に該当する大学等であること。 ①当該年度9月30日現在において、海外からの教員の受入環境の整備のために、次のア～ウに掲げる取組のいずれかを組織的に実施している大学等。 ア. 招へい教員に対する日本での教育研究や生活全般に関する相談窓口の設置や相談員の配置 イ. 寄宿舍の整備(学校所有又は借上げ) ウ. 当該大学等職員に対する語学研修(国内外は問わない)又は海外研修派遣 ②当該年度9月30日現在において、次のア～ウをすべて満たす教員による教育研究活動を実施している、または実施することが確実な大学等。 ア. 学長等名の招へい状に基づき海外から2週間以上6か月以内の期間で招へいた教育・研究業績の優れた者 イ. 招へい期間に学内教員との共同研究、学内での講義または講演等の教育研究活動を実施する者 ウ. 海外の大学等に所属している教員であり、日本人ではない者

補 助 項 目			配分基準別記7	算 定 要 素	補 助 金 の 算 定 方 法	備 考
		(3) 学生の海外派遣	p.6	派遣学生数 (当該年度4.1～3.31)	派遣学生数×単価 派遣学生数は1,000人を上限とする	○次の①及び②に該当する大学等であること。 ①日本人学生を協定に基づき協定校へ派遣している、または派遣することが確実な大学等 ②派遣する学生に対して派遣時に学生派遣事業の趣旨・目的・成果等に関するオリエンテーションを実施している大学等
		(4) 教員の海外派遣	p.6	派遣教員数 (当該年度4.1～3.31)	派遣教員数×単価	○次の①及び②に該当する大学等であること。 ①当該年度9月30日現在において、次のア～ウをすべて満たす日本人の専任教員等を研修先機関へ派遣している、あるいは派遣することが確実な大学等。 ア. 研修先機関からの招へい状に基づき海外へ2か月以上2年未満の期間で派遣した者 イ. 当該年度5月1日現在で当該大学等に在籍する一般補助算定の認定基準を満たす者 ウ. 当該年度4月1日現在で55歳以下の者(昭和30年4月2日以降に生まれた者) ②派遣する教員に帰国時に報告書等の作成を義務付けている大学等。
		(5) 大学等のグローバル化に向けた取組み				
		①大学等のグローバル化に向けた取組み	p.7	取組数 (当該年度9.30現在)	取組数×単価 (取組内容:配分基準別記7「表10」参照)	○国際化に向けた取組を当該年度9.30現在で実施していること ○「留学生の受入体制の整備」の実施とは、「相談窓口」は、留学生を受け入れる体制として、専門部局の設置または対応方針等の整備等が組織的に整備されていること、「寄宿舎」は、学校が所有あるいは借上げとなっていること、「語学研修・海外研修派遣」は、職員を対象とした制度として整備され、実際に研修・派遣を実施している対象者がいること ○「留学生の修学支援」について、「奨学金制度」の対象者の有無は不問、「チューター制度」は、留学生に限定していない場合は対象外、「日本語教育の授業」は、履修対象者を限定していないものや留学生の受講者がいない場合は対象外とする ○「留学プログラムの実施」は、事前・事後の研修の内容や、留学の目的・留学先で実施するものが対象
		②留学生に対する授業料減免	p.8	授業料減免等の対象者数、授業料減免率 (当該年度4.1～3.31)	授業料減免等の対象者数×単価×授業料減免率 ※1校当たり3千万円を上限に増額	○経済的に就学困難な外国人留学生を対象とした授業料減免事業であること ○選考基準が規程等に明記されていること
IV 大学院等の機能の高度化への支援						
	1	大学院における研究の充実	p.9	大学院担当専任教員数 (当該年度5.1現在)、 女性研究者支援の取組み状況 (当該年度4.1～3.31) 及び女性研究者の在籍状況 (当該年度5.1現在)	大学院担当専任教員数×単価×調整率 《専任教員数の算出》 専任教員等個人票における大学院担当教員数 《調整率》 「女性研究者支援の取組み状況及び女性研究者の在籍状況」による (配分基準別記7「表12・13」参照)	○通信教育課程は対象外 ○「女性研究者支援の取組状況 柔軟な勤務体制の構築」については、法定義務を充足するのみでは不可、法定基準に何らかの上乗せするなどのプラスアルファが必要
		2 研究施設運営支援	p.10	所要経費 (当該年度の額)	所要経費(表形式:配分基準別記7「表14」参照)	○所要経費が100万円以上(大学)・60万円以上(短大・高専)のものが対象 ○当該研究施設専任の教員がいること ただし、専任教員がいない場合にあっては、当該研究施設との兼任教員が5 名以上でかつ専任職員が配属されていること ○設置後3年以上であること(当該年度4月1日現在の経過年数) ○研究施設の設置に関する規程があること ○紀要等を作成していること
		3 大型設備等運営支援	p.11	所要経費 (当該年度の額)	所要経費(表形式:配分基準別記7「表15」参照)	○取得価格が3,000万円以上の大型設備等の維持費等のみが対象 ○所要経費が100万円以上(大学)・60万円以上(短大・高専)のものが対象 ○研究施設と重複する経費については除外
		4 学内施設・設備の共同利用	p.12	施設・設備の数 (当該年度4.1～3.31)	施設・設備の数×単価	○他大学等との間で、教育もしくは研究を目的として、施設、設備の利用に関する協定等を締結していること ○1個または1組の価格が500万円以上の施設・設備が対象 ○大学等が所有する施設・設備について、当該年度の9月30日までに共同利用に供している、もしくは10月1日以降に共同利用に供することが確実であること ○図書館、収益事業に区分される場合、通信教育課程のみで所有する施設、設備は対象外

補 助 項 目		配分 基準 別記 7	算 定 要 素	補 助 金 の 算 定 方 法	備 考
5 戦略的研究基盤形成支援		p.13	所要経費 (当該年度の額)	所要経費(表形式:配分基準別記7「表16」参照)	○文部科学大臣の指定を受けた事業で以下のいずれかに該当する事業を実施する研究組織を有する大学 ①「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」 ②「ハイテク・リサーチ・センター整備事業」(平成19年度まで) ③「学術フロンティア推進事業」(平成19年度まで) ④「社会連携研究推進整備事業」(平成19年度まで) ⑤「オープン・リサーチ・センター整備事業」(平成19年度まで)
	6 産学連携の推進	p.14	専任教員等数 (当該年度5.1現在) 取組数 (当該年度9.30現在)	専任教員等数×単価×取組数 (取組内容:配分基準別記7「表17」参照) ※1校当たり5千万円を上限に増額	○当該年度9月30日現在で取組を実施していること ○通信教育課程のみを設置する大学等は除く
	7 大学間連携等による共同研究	p.15	所要経費 (当該年度の額)	所要経費(表形式:配分基準別記7「表18」参照)	○所要経費が100万円以上(大学)・60万円以上(短大・高専)のものが対象 ○通信教育課程のみを設置する大学等は対象外 ○学内の委員会等で審査し、決定していること ○研究成果を集約した紀要等の作成を義務付けていること ○共同研究の実施に関し、協定や覚書を締結していること ○所要経費に占める教育研究用機器備品費の割合が90%以下であること
	8 専門職大学院等支援	p.16	当該大学院担当専任教員数 収容定員・在籍学生数 研究科の教育研究活動状況 (当該年度5.1現在)	(専任教員数×単価+収容定員又は在籍学生数×単価)×調整率 調整率:「当該研究科・専攻(課程)の教育研究活動状況」による (配分基準別記7「表19・20」を参照)	○次の要件のいずれかを満たす大学院を設置している大学が対象 ・専門職大学院設置基準に定める専門職大学院(法科大学院を除く) ・1年制の大学院の課程(大学院設置基準第3条第3項) ○教育研究活動状況の「討論・事例研究・現地調査等の有無」は非常勤教員が担当しているも可
	9 法科大学院支援	p.17	当該大学院担当専任教員数 収容定員・在籍学生数 研究科の教育研究活動状況 (当該年度5.1現在)	専任教員数×単価…(α) 収容定員又は在籍学生数×単価…(β) ($\alpha+\beta$)×調整率 調整率:「当該研究科の教育研究活動状況」による (配分基準別記7「表21・22」を参照)	○法科大学院を設置している大学
	10 短期大学・高等専門学校における研究の充実				
	(1)教育組織の高度化(専攻科)支援	p.18	収容定員・在籍学生数 (当該年度5.1現在)	収容定員又は在籍学生数により増額 (配分基準別記7「表23」参照)	○大学評価・学位授与機構の認定を受けた専攻科を設置している短期大学・高等専門学校が対象 ○当該年度5月1日現在で収容定員がある専攻科が対象
	(2)研究支援	p.18	専任教員等数 (当該年度5.1現在)	専任教員等数×単価	○次の①～⑥のいずれかに該当する短期大学・高等専門学校が対象 ①当該短期大学・高等専門学校の付置施設として前年度4月1日以前に研究施設を設置している ②当該短期大学・高等専門学校に所属する専任教員が、学外の研究者または学内の他学科の教員と共同研究を実施している ③受託研究を実施している(予定を含む) ④研究紀要を作成し、学外へ配布または公表している ⑤特許等(特許、商標、意匠、実用新案等の知的財産権)を取得または申請している ⑥専任教員の執筆した学術論文が学術誌等に掲載されている

補 助 項 目	配分 基準 別記 7	算 定 要 素	補 助 金 の 算 定 方 法	備 考
V 未来経営戦略推進経費				
1 未来経営戦略推進経費	p.19	収容定員 (採択年度)	収容定員により増額 (配分基準別記7「表24」参照) (採択制)	○学校規模の適正化、他機関(地方公共団体、他大学等)の人的・物的資源を活用するなど経営改善に向けた計画(中長期計画等)を作成し、理事会の承認を得て実施していること ○前年度補助金において、次の①から⑤の調整をいずれも受けていないこと ①管理運営に伴う補助金の減額措置 ②専任教員等の年間給与費の額の状況等による専任教員等給与費及び専任職員給与費の金額の調整 ③教員給与指数又は職員給与指数による調整 ④収入超過状況による調整 ⑤寄付金支出による調整 ○採択校に対しては、原則として連続5か年を限度に増額 ○採択年度から3年経過後に中間評価を行い、残り2年間の支援の有無を決定 ○「定員割れ改善促進特別支援経費」に採択されている学校は、申請不可
※定員割れ改善促進特別支援経費(継続分)	p.19	収容定員 (採択年度)	収容定員により増額 (配分基準別記7「表24」参照) (採択制)	○当該年度の学校単位(大学院を除く)の収容定員充足率が50%超100%未満であり、経営の効率化や学校規模の適正化(学部・学科の改組転換、入学定員の変更等)など経営改善に向けた計画を作成し実施していること ○採択校に対しては、原則として連続5か年を限度に増額 ○採択年度から3年経過後に中間評価を行い、残り2年間の支援の有無を決定
2 未来経営戦略推進経費(経営改善計画に向けた取組み)	p.20	取組の実施の有無 (当該年度4.1～3.31)	一定額＋取組数×単価 (取組内容:配分基準別記7「表25」参照)	○当該年度の収容定員が1,000名以下の大学等 ○前年度補助金において、次の①から④の調整をいずれも受けていないこと ①管理運営に伴う補助金の減額措置 ②専任教員等の年間給与費の額の状況等による専任教員等給与費及び専任職員給与費の金額の調整 ③教員給与指数又は職員給与指数による調整 ④寄付金支出による調整 ○前年度決算における消費収支計算書において帰属収入が消費支出を下回る大学等 ○経営改善計画の策定にあたり、経営に関する専門知識を有する外部組織等の協力を得る大学等 ○過去に「未来経営戦略推進経費」、「定員割れ改善促進特別支援経費」に採択されていない大学等
3 経営基盤強化に貢献する先進的な取組み	p.22	取組の実施の有無	一定額を増額 (採択制)	○平成21～23年度の全ての年度において、昼間部の学部学科(未完成を含む)の志願倍率が1.2倍以上の大学等 ○以下のいずれの減額措置等を受けている大学等は対象外 ア. 取扱要領4の(1)による減額又は不交付 イ. 学校法人の収入超過状況による補助金の補正 ウ. 情報の公表の実施状況(教育研究上の基礎的な情報)による補助金の補正 エ. 当該年度の補助金において、情報の公表の実施状況による補助金の補正(増減率が増となる補正を除く)を受けていない大学等 ○以下のいずれに該当する大学等は対象外 ア. 平成19・20年度「定員割れ改善促進特別支援経費」に、平成21・22年度「未来経営戦略推進経費」に採択された大学等 イ. 当該年度「未来経営戦略推進経費」及び「経営改善計画に向けた取組」に申請した大学等 ウ. 大学等の設置後、完成年度を超えたことにより、平成23年度に初めて私立大学等経常費補助金の交付対象となる大学等 エ. 通信教育課程のみを設置する大学等

補 助 項 目	配分 基準 別記 7	算 定 要 素	補 助 金 の 算 定 方 法	備 考
VI 授業料減免及び学生の経済的支援体制の充実				
1 授業料減免及び学生の経済的支援体制の充実				
(1) 授業料減免事業等支援経費	p.23	所要経費 (当該年度の額)	所要経費×1/2 (単位:1万円)	○経済的に修学困難な学生(留学生は除く)に対し、授業料減免事業等を実施している大学等を対象とする ○授業料減免事業等の規程等が整備されていること ○規程等には経済的に修学困難な学生の授業料(入学科を含む)減免等の選考基準が明記されていること
(2) 学生の経済的支援体制等充実	p.23	取組数 (当該年度9.30現在)	取組数×単価 (取組内容:配分基準別記7「表26」参照)	○「自治体・商工会議所・同窓会等の連携した奨学制度」については、自治体・商工会議所等と連携していること、また奨学制度の対象者がいることが必要 ○「学内・学外でのワークスタディ制度」については、ワークスタディ制度の対象者がいること、また経済事情を要件としていることが必要 ○「ファイナンシャルプランナー等の相談員」は、FP資格の有資格者が相談に対応していること ○「授業料等の納付期限延長(延納)制度」については、経済的に就学困難な学生を対象として、学費延納が制度化(規程化)されていること、また通常の前期・後期以上の分割を認めていることが必要
2 私立大学奨学事業支援経費	p.24	貸付契約に基づく利率 (当該年度の前年度2.1～当該年度1.31)	貸付契約に基づく利率により算出した額	○平成18年度以前に学校法人が事業団から資金を借り入れて実施した私立大学奨学事業に係る債務のある大学等
VII 東日本大震災に係る支援				
1 教育研究活動復旧費	p.25	教育研究経費支出 教育研究用機器備品支出 図書支出 (前年度) 私立学校建物其他災害復旧費 補助金内定額 (当該年度の額) 取組 (当該年度10.31現在)	教育研究経費等支出×学校被災率×0.6×地域被災率×調整係数 (配分基準別記7「表27,28」参照) 取組による額に3を乗じた額を増額 (配分基準別記7「表3～8」参照) 学校被災率: 私立学校建物其他災害復旧費補助金内定額÷教育研究経費等支出	○東日本大震災に係る「私立学校建物其他災害復旧費補助金」(文部科学省所管)への申請を行っている学校又は東日本大震災により被災し、建物、建物以外の工作物、土地又は設備の復旧を要する大学等 (災害復旧支援に関する取組) ○東日本大震災に係る災害復旧の支援活動を実施し、被災地の復興と成長・発展に貢献する大学等が対象 ○教育研究活動復旧費の対象とならない大学等は、I.1(3)「災害復旧支援に関する取組み」で補助金計算を行う ○当該年度に取組を実施することが確実であること ○「DMAT(災害派遣医療チーム)」など他省庁等の補助金の対象となる支援活動は対象外
2 学費減免に対する経常費助成	p.25	所要経費 (当該年度の額)	所要経費×2/3 (単位:1千円)	○東日本大震災の被災により経済的に修学困難な学生の学費減免等の選考基準を明記した規程等が整備されており、学内において選考委員会等が設置されていること、又は、学費減免事業等として、決裁等の学内手続きにより措置されていること
3 被災私立大学等復興特別補助	p.25	所要経費 (当該年度の額) 入試に係る配慮 (平成24年度入学志願者)	所要経費(単位:1千円)+一定額(入試に係る配慮)	○岩手県、宮城県及び福島県内に所在し、教育研究活動を継続している大学等

- ・平成23年度は各項目の補助金額の算定の際に、「Ⅰ 成長分野で雇用に結びつく人材の育成」、「Ⅱ 社会人の組織的な受入れへの支援」、「Ⅲ 大学等の国際交流の基盤整備への支援」、「Ⅳ 大学院等の機能の高度化への支援」については、圧縮率(0.9998805)を乗じている。
- ・補助金額の端数計算は原則として切捨てとし、圧縮調整の場合は四捨五入とする。

3. 特別補助の計算例

①大学院における研究の充実

研究科名	学生数		学生要件 適否 ①	研究実績			研究実績 要件適否 ②	対象 要件 適否	大学院 担当教員 数	算定の基 礎となる 大学院 担当教員 数(a)	(b=a× @100) (千円)	女性研究者支援 の取組み状況等		補助 基準額 (d=b×c) (千円)	減額措置	圧縮前 補助金額 (e)	圧縮後 補助金額 (e×圧縮率) 0.99988050
	修士 課程	博士 課程		科研費 新規 採択 件数	特許申 請・取得 件数	研究論文 引用 件数						点数	調整率(c)				
文学研究科	5	0	×	0	0	3	×	×									
法学研究科	10	2	○	0	0	8	×	○									
理学研究科	5	3	×	5	2	100	○	○	30	27	2,700	2	110%	2,970	1.0	2,970	2,970
工学研究科	15	10	○	10	5	150	○	○	※3	※4				※5			※6
合計	35	15	※1				※1	※2									

※1 下記対象要件に該当しない場合は対象外。

※2 「対象要件適否」は、「学生要件適否」、「研究実績要件適否」のいずれかの要件を満たすこと。

※3 「大学院担当教員数」は一般補助で大学院担当教員とした教員数。

※4 「算定の基礎となる大学院担当教員数」は、(大学院担当教員数)×(対象の要件を満たしている研究科の学生数)÷(全研究科の学生数)で算出する。
この場合は、 $30 \times (45 \div 50) = 27$ (小数点以下切り捨て)となる。

※5 「私立大学等経常費補助金取扱要領・4」に該当する場合、減額調整がかかる。

※6 圧縮率を乗じる際は小数点第一位を四捨五入する。

大学院担当教員数

全研究科の学生数(5+12+8+25)

対象要件を満たしている研究科の学生数(12+8+25)

【対象要件等】

- ①平成23年5月1日現在で大学院研究科に在籍している正規学生の人数が10名以上であること。
- ②大学院研究科にかかる研究実績について、次のア～ウの件数の合計が10件以上であること。
- ア. 平成22年度に科学研究費補助金に新規採択された件数
- イ. 平成22年度に当該大学が出願者となり特許を取得または申請した件数
- ウ. 平成22年度中に国際学術雑誌、学会機関紙、研究報告等で他の研究者等から引用されている学術論文の件数

【女性研究者支援の取組み状況及び女性研究者の在籍状況の概要】

柔軟な勤務体制の構築 (1点満点)	女性研究者の研究と出産・育児等との両立のため、フレックス勤務制度や時間短縮勤務などの柔軟な勤務体制を構築している		
相談体制の整備 (1点満点)	女性研究者の研究活動の継続のための相談体制の整備のため、カウンセラーの配置、相談室の設置を実施している		
女性研究者の在籍状況 (2点満点)	在 籍 率		点 数
	以上	未満	点
	30.0%	30.0%	1
	30.0%	30.0%	2

(注) 女性研究者の在籍状況については、該当がない場合は0点とする。

【女性研究者支援の取組み状況及び女性研究者の在籍状況に関する調整率】

点 数	調 整 率
0 ～ 1 点	100%
2 ～ 3	110%
4	120%

②学費減免に対する経常費助成

(千円)

大学名	学部等名	所要経費(千円)			学校計	補助基準額 (1千円単位)	減額措置	圧縮前 補助金額	圧縮後 補助金額
		授業料等減免	奨学金等支給	利子負担事業					
〇〇大学	福祉学部	5,605	0	0	10,353	6,902	1.0	6,902	6,902
	文学部	1,248	0	0					
	経済学部	※1 0	3,500	0					
					※2		※3		※4

※1 入学金及び授業料等の減免、奨学金等の「給付事業」、金融機関の教育ローン等に係る「利子負担事業」の経費が対象。

※2 所要経費を学校で合計し、合計した所要経費に2/3を乗じて補助基準額を算出する。補助基準額の1千円未満は切り捨て。

※3 「私立大学等経常費補助金取扱要領・4」に該当する場合減額調整がかかる。

※4 圧縮率を乗じる際は、小数点第一位を四捨五入。

【対象要件等】

- 東日本大震災により被災し経済的に修学困難となった学生に対し、「入学科・授業料等の減免その他の給付事業」又は「金融機関の教育ローン等に係る利子負担事業」のいずれかを実施している大学等を対象とする
- 被災により経済的に修学困難な学生の学費減免等の選考基準を明記した規程等が整備されており、学内において、選考委員会等が設置されていること又は、学費減免事業等として、決裁等の学内手続きにより措置されていること
- 留学生に対する授業料減免等は対象外
- 貸与事業は対象外